

令和6年9月25日

各認可外保育施設 施設長様

世田谷区子ども・若者部

保育認定・調整課長 松岡 敏幸

認可外保育施設における事故発生時の報告について（依頼）

日頃より、本区の保育行政にご理解とご協力いただきありがとうございます。

区では、各保育施設において事故が発生した場合、各種規定に基づき、区への報告をお願いしております。

この度、認可外保育施設における事故発生時の報告範囲及び手順について、下記のとおりご案内いたします。日々の保育の実施にあたっては、引き続き事故防止のための注意徹底を図るとともに、事故が発生した場合には、本通知の内容に基づき、適切に区へ報告いただくようお願いいたします。

記

1 報告が必要な事故の範囲

認可外保育施設において、以下の事故が発生した場合、区への報告が必要です。

事故区分	事故の内容
①重篤な事故	・死亡事故 ・意識不明事故 ・治療に要する期間が30日以上のある事故
②重篤な事故に直結するような事件・事故、感染症	・感染症・食中毒(※1) ・迷子・置き去り・連れ去り ・児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(暴力やわいせつ行為含む)
③医療機関を受診した事故	・医療機関を受診した事故(上記①②を除く) ※顔や首から上の怪我、傷、歯損傷等で受診の要否の判断が難しい場合は、受診することを原則とします。
④その他の事故	・損害賠償の発生 ・職員の法令違反行為、著しい非行行為、虐待行為の発生 ・災害等の発生 ・事業者が報告を必要とするもの ・区が報告を求めるもの

※1 令和6年9月25日付け事務連絡「認可外保育施設における感染症発生時の報告について（依頼）」参照

2 区への報告方法

(1) 区への報告方法と期限

区への報告は、原則として発生（又は把握）した当日中に、第1報として保育認定・調整課（03-5432-2224）まで事故の概要（発生時の状況、児童の状態、保護者への連絡状況等）を連絡するとともに、第2報として、1か月以内に事故報告書をご提出ください。事故区分ごとの事故報告書様式や報告方法については、以下の表をご確認ください。

事故区分	報告の方法及び期限	
	第1報	第2報
①重篤な事故	原則当日中に、電話及び別添1「教育・保育施設等事故報告書(国指定様式、 <u>表面のみ</u>)」の提出により報告する。	発生から1か月以内に、別添1「教育・保育施設等事故報告書(国指定様式、 <u>裏面含む</u>)」、別紙2「事故等について」及び別添3「事故報告書(区指定様式)」の提出により報告する。
②重篤な事故に直結するような事件・事故(感染症以外(※1))	原則当日中に、電話により報告する。	発生から1か月以内に、別添3「事故報告書(区指定様式)」の提出により報告する。
③医療機関を受診した事故	原則当日中に、電話により報告する。	発生から1か月以内に、別添3「事故報告書(区指定様式)」の提出により報告する。
④その他の事故	原則当日中に、電話により報告する。	発生から1か月以内に、報告すべき事項(※2)を記載した任意の書面により報告する。

※1 感染症については、令和6年9月25日付け事務連絡「認可外保育施設における感染症発生時の報告について（依頼）」参照

※2 報告すべき事項は、施設情報（施設名、施設長名）、発生日時、児童情報（児童氏名、生年月日、クラス年齢、保護者氏名）、経緯・状況、保護者への連絡状況、原因・問題点、改善策、施設長意見です。

(2) 事故報告書の提出方法

下記「問い合わせ先」あてに、郵送でご提出ください。

【問い合わせ先】

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

電話 03(5432)2224